

令和2年(2020年)第7回ニセコ町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年7月20日(月)午後3時00分から午後4時18分

2 開催場所 ニセコ町民センター 小ホール

3 出席委員(12人)

|         |     |    |    |     |       |
|---------|-----|----|----|-----|-------|
| 会長      | 12番 | 荒木 | 隆志 |     |       |
| 会長職務代理者 | 7番  | 大野 | 智美 |     |       |
| 委員      | 1番  | 大田 | 和広 | 2番  | 大橋 敏範 |
|         | 3番  | 佐藤 | 寿恵 | 4番  | 長井 修  |
|         | 5番  | 久保 | 正人 | 6番  | 笹塚 成之 |
|         | 8番  | 高橋 | 洋  | 9番  | 茶谷 久登 |
|         | 10番 | 芳賀 | 修一 | 11番 | 大道 正幸 |

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 仮議席の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 選挙第1号 ニセコ町農業委員会会長の互選について

第4 会期の決定

第5 選挙第2号 ニセコ町農業委員会会長職務代理者の互選について

第6 議席の決定について

第7 協議第1号 農業委員の農地委員の指名及び担当地区について

第8 協議第2号 一般社団法人北海道農業会議普通会员の指名について

第9 追加議案第1号 農地利用最適化推進委員について

第10 追加議案第2号 農地所有適格法人の要件確認について

第11 追加議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

第12 追加議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

第13 追加議案第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書(合意解約)について

第14 追加議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第15 追加議案第7号 土地の現況証明願出について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 山口 丈夫

農地係主任 高田 生二

## 7 会議の概要

事務局

本日は大変ご苦勞様です。

本総会は改選後、町長招集によりまず最初の総会でありますので、片山町長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。

片山町長よろしくお願ひいたします。

町長

皆さんこんにちは。大変お忙しい中、農業委員会総会にお集まりいただきましてありがとうございます。引き続き委員をお引き受けいただきました皆さん、そして新たにご就任いただきました皆さん、改めまして心から感謝を申し上げたいと思ひます。

ニセコ町、農業と観光を主産業とする町でありまして、農業はご承知の方も多しと思ひますが、後志管内、北海道でも農業所得の低い町であります。現在、国営農地整備事業を進めておりますが、この大きな狙いは農業所得の倍増、さらに大きな所得で安定するような、そういった農業経営を目指したいということと、耕作放棄地を無くしてできるだけ優良農地を確保しながら、この農業というものを次世代へ引き継いでいきたいということで、現在鋭意進めているわけであります。

現在進める中では恐らく200億を超える全体事業費の中で、7億強のお金かニセコ「町」の負担として準備をしないといけないということで、現在事業完了後に町としてその時に困らないように毎年度、基金を国営事業のために積んでるところで、そういった財政整備をしています。

現在色々な開発行爲を含めてニセコエリアに投資が入っているわけで、いかに優良農地を守っていくかが農業委員会の大きな使命の一つでもありますし、また国営事業等を進める中で、農地の流動化をいかに円滑に進め、優良農地がうまく農家の皆さんにそれぞれ引き継がれていく、そのことによって安定的な農業を目指したいということで、全体像をそんな形で進めているわけであります。

ニセコ町農業委員会におかれましては、過去の色々な判断が適正に農地法に基づいて行われていましてことを厚く感謝を申し上げたいと思ひます。よその町から来た弁護士や司法書士がどうしてニセコ町はこんなに厳しいのかということ盛んに言われますが、厳しいのではなくて、それは農業委員の一人一人がきちとした議論の中で適正な判断をいただいている、それがニセコの農地が守られてきた大きな要因ではないかというふうに思っています。

現在色々な方がニセコ町にも入って来られて、開発はだめだとか森の木を切るのはだめだとか色々なことをおっしゃる方がいますが、しかし今わたしたちは、例えば子育て世代には18歳まで医療費の無償化をしています。今、高齢者のワクチン等もほかの町から見れば相当手厚い福祉政策を行っています。これも一定程度の税金が入って投資があつて、固定資産等の税金があるからそういう新たな対策が打てるわけです。そういった適正な投資も無くなれば、そういったものの何を削りますかということを検討しなければならない、そういう面ではニセコ町は現在財政的にもバランスの取れた運営ができているのではないか

というふうに思っています。

皆さん、こういう天気のいい時に町民センターに来ていただくのは申し訳ないと思いますけど、できるだけこの豊かな環境と景観が次世代に繋がっていき、そして基幹産業である農業がさらに発展しますように、そのことをみなさんにお願ひ申し上げ、そしてまた、毎月のように色々な議事があります。利害関係がからむものもあって大変かと思いますが、ひとつまた任期中、ニセコの町にご協力賜れば大変ありがたいと思います。

本日こうしてご出席賜りましことと、これからの任期中のご活躍に心から感謝と敬意を表して挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局

ありがとうございました。

ここで、私たち事務局職員を紹介いたします。

私は、事務局長の山口です。次に農地係主任の高田です。そして、この場にはいませんが会計年度任用職員の戸澤という者がおります。よろしくお願ひいたします。

続きまして、委員の皆様の自己紹介をお願ひいたします。順番につきましては、仮議席の1番から順次お願ひいたします。

#### 【仮議席1番から順次自己紹介】

片山町長には、この後公務がありますので、これにて退席いたします。

#### 【町長退席】

これより総会に入りますが、総会の議長はニセコ町農業委員会会議規則第5条第3項の規定により、会長があたることになっていますが、会長が互選されるまでの間、ニセコ町農業委員会会議規則第3条で、最年長委員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席委員中、最年長委員は長井修氏であります。それでは長井委員、よろしくお願ひします。

#### 【長井委員 議長席に着く】

臨時議長

ただいまご紹介いただきました、長井でございます。

ニセコ町農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が互選されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。よろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和2年7月20日、第7回ニセコ町農業委員会総会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、「仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

【仮議席番号1番 長井修、2番 大野智美、3番 茶谷久登、4番 大橋敏範、5番 芳賀修一、6番 高橋洋、7番 大道正幸、8番 大田和広、9番 佐藤寿恵、10番 笹塚成之、11番 久保正人、12番 荒木隆志】

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、会議規則第9条の規定により臨時議長において、仮議席番号2番大野智美君、仮議席番号3番茶谷久登君を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の山口事務局長と高田主任を指名いたします。

日程第3、選挙第1号「ニセコ町農業委員会会長の互選」を行います。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【選挙第1号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載しているとおりであり、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

臨時議長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

選挙は投票により行います。

会議場の出入り口を閉鎖します。

【高田主任 会議場を閉鎖する】

ただいまの出席委員は12名であります。

投票用紙を配ります。

【高田主任 投票用紙配布】

投票用紙の配布もれはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

【事務局長が投票箱を開けて、臨時議長と委員席に向けて確認させ、その

後施錠する】

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて、投票用紙に会長候補の氏名を記載のうえ、順次投票願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【事務局長は仮議席により点呼、委員は点呼により投票】

投票もれはありませんか。

【「なし」の声あり】

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

開票立会人2名を選任したいと思います。

立会人は、臨時議長において指名することでよろしいかお伺いいたします。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

立会人に、大橋敏範君、芳賀修一君を指名いたします。

両君は開票の立会いをお願いします。

【開票（事務局が投票箱を開錠し、立会人の立会いのもと開票）】

【事務局は開票結果を議案及び臨時議長の議事次第に転記】

開票の結果を報告いたします。

投票総数12票

これは先ほどの出席委員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票数12票、無効投票数0票、

有効投票のうち、荒木隆志君11票、大野智美君1票

以上のおりであります。

したがって、荒木隆志君が会長に当選となりました。

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

【高田主任 会議場の閉鎖を解く】

ただいま、会長に当選されました、荒木隆志君から発言を求められておりますので、これを許します。

新会長

皆様、総会への出席お疲れ様です。

また皆様とともにこの3年間を過ごしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願います。

臨時議長

ここに新しい会長を迎え、私たち委員全員は会長を中心として、農業委員会に課せられた使命を果たしていくこととなりますので、皆様のお力添えをお願い申し上げます。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。会長、議長席にお着き願います。

【荒木会長、議長席に着く】

議長

日程第4、「会期の決定」の件を議題といたします。

今総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定しました。

日程第5、選挙第2号「ニセコ町農業委員会会長職務代理者の互選」を行います。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【選挙第2号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載しているとおりであり、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

選挙は投票により行います。

会議場の出入口を閉鎖します。

【高田主任 会議場を閉鎖する】

ただいまの出席委員は12名であります。

投票用紙を配ります。

【高田主任 投票用紙配布】

投票用紙の配布もれはありませんか。

【「なし」の声あり】

配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

【事務局長が投票箱を開けて、議長と委員席に向けて確認させ、その後施錠する】

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

点呼に応じて、投票用紙に会長職務代理者候補の氏名を記載のうえ、順次投票願います。

事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

【事務局長は仮議席により点呼、委員は点呼により投票】

投票もれはありませんか。

【「なし」の声あり】

投票もれなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

立会人には、先ほどと同じく、大橋敏範君、芳賀修一君を指名いたします。

両君は開票の立会いをお願いします。

【開票（事務局が投票箱を開錠し、立会人の立会いのもと開票）】

【事務局は開票結果を議案及び議長の議事次第に転記】

開票の結果を報告いたします。

投票総数 12 票

これは先ほどの出席委員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票数 12 票、無効投票数 0 票、

有効投票のうち、大野智美君 10 票、大橋敏範君 1 票、長井修君 1 票以上のおりであります。

したがって、大野智美君が会長職務代理者に当選となりました。

会議場の出入口の閉鎖を解きます。

【高田主任 会議場の閉鎖を解く】

ただいま、会長職務代理者に当選されました、大野智美君から発言を求められておりますので、これを許します。

新代理

職務代理者の名を汚さないように一生懸命頑張りますので、よろしく願います。

議長

日程第 6、「議席の決定について」の件を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【日程第6号の朗読】

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、参考として記載している  
とおりであり、読み上げて説明いたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議長

最初に、本抽選の順序についてお諮りいたします。  
抽選の順序は、今ご着席の仮議席1番から順次行うことにしたいと考えます。  
これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。  
よって、本抽選の順序を仮議席の1番から抽選することに決定しました。  
それでは、議席の本抽選を行います。

事務局長が仮議席1番から順番に番号と名前を呼び上げますので、順番に抽  
選願います。

【事務局長 1番から点呼、委員は点呼により抽選を行う】

【事務局が中心となって抽選棒で抽選を行い、抽選結果を別紙に記入】

【荒木新会長については12番が指定席のため抽選せず】

ただいま、議席が決定いたしました。  
議席番号と名前を事務局に朗読させます。

事務局

それでは、議席番号と名前を読み上げます。

議席番号1番、大田委員、議席番号2番、大橋委員、議席番号3番、佐藤委員、  
議席番号4番、長井委員、議席番号5番、久保委員、議席番号6番、笹塚委員、  
議席番号7番、大野代理、議席番号8番、高橋委員、議席番号9番、茶谷委員、  
議席番号10番、芳賀委員、議席番号11番、大道委員、議席番号12番、  
荒木会長（指定席）

議長

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま決定の議席にお着き願います。  
この際、暫時休憩いたします。

午後3時30分 休憩



午後3時35分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【協議第1号の朗読】

内容については、朗読したとおりです。

ただいま議案の朗読をしましたが、その関係条文は、ニセコ町農業委員会規則第7条です。記載はありませんが、読み上げて説明いたします。

第7条 委員会は、農地利用関係等を調整する農地委員を置くことができる。

2 農地委員の選任は、初総会において行う。

3 農地委員は農業委員の中から選任し、担当する地区も初総会において決定する。

以上で終わります。

議長

ただいま、事務局から議案の朗読と説明がありましたが、担当地区について協議願います。

どなたか、ご発言をお願いします。

【発言なし】

発言が無いようですので、事務局で原案があれば提案願います。

事務局

それでは、事務局から担当地区についての提案を申し上げます。なお、中立委員については担当地区を割り振っていません。

議席番号1番、大田委員、西富、桂、昆布、瑞穂地区

議席番号2番、大橋委員、市街、里見親交会

議席番号4番、長井委員、福井親交会

議席番号5番、久保委員、近藤親交会

議席番号6番、笹塚委員、宮田親交会

議席番号7番、大野委員、有島、有島1～3、元町親交会、羊蹄

議席番号8番、高橋委員、曾我親交会の東山、滝台地区

議席番号10番、芳賀委員、曾我親交会の北栄、西山地区

議席番号11番、大道委員、ニセコ親交会

議席番号12番、荒木会長、統括

以上提案いたしますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

これより、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、協議第1号「農業委員の農地委員の指名及び担当地区について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第8、協議第2号「一般社団法人北海道農業会議普通会员の指名について」の件を議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【協議第2号の朗読】

ただいま、議案を朗読しましたが、その関係条文は参考として記載しているとおりであり、読み上げて説明といたします。

【関係条文の読み上げ】

以上で終わります。

議 長

これをもって、議案の朗読と説明を終わります。

北海道農業会議普通会员の指名について、どなたかご発言願います。

【〇番挙手】

〇番

会長又は指名した委員とあるので、会長にお願いしたいのですが。

議 長

ただいま、会長にとの発言がございましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、北海道農業会議普通会員は、私、荒木に決定しました。

以上で、告示された議案は全部終了いたしました。

引き続き、お手許に配布しました追加議案の審議に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、直ちに追加議案の審議に入ります。

日程第9、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件を議題といたします。

事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第1号の朗読】

農業委員会に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は農業委員とは別に農地等の利用の最適化に資するため農地利用最適化推進委員を委嘱する必要があります。ただし、政令で定める基準に該当する場合は委嘱しないことができます。

先ほど朗読したとおりニセコ町は政令で定める基準に該当しますので、議案のとおり提案したものです。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め省略いたします。

これより、追加議案第1号「農地利用最適化推進委員について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は原案のとおり決定しました。

日程第10、追加議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第2号の朗読】

1件の報告がありました。

農地所有適格法人は、年1回決算月から3ヶ月以内に農業委員会に対して報告を行うことになっています。

追加議案4ページをご覧ください。

農地を所有するための法人としての要件は

法人形態、売上高、構成員、農業・農作業従事要件があり、

法人形態については農事組合法人か株式会社、特例有限会社、合資・合同・合名会社のいずれかでなければなりません。

売上高については、農業による売上高が全部の売上の半分以上を越えること、

構成員要件は、会社の議決権の割合について農業関係者の議決権が半分以上を越えていること、

農業・農作業従事要件は、法人の役員が農業に150日以上、農作業に60日以上従事するか、農業・農作業に従事する重要な使用人がいること、  
の全ての要件を満たすことで、農地を所有できる法人となることが出来ます。

以上を踏まえ、

有限会社〇〇でございます。

形態要件の確認ですが、こちらは有限会社、次に事業要件ですが、農業のみの事業を行っており、構成員についても農地提供者のみ、また役員が全て農業・農作業に従事するものですので要件に問題ありません。

以上のとおり、全て要件を満たしておりますので引き続き農地所有適格法人であるといえます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

〇番

住所が〇〇町なのにニセコ町で審議ですか。

議長

〇〇の方に農地を所有しているから。

〇番

会社自体は〇〇なんですね。

議 長

そうです。

事務局

農地を持っているそれぞれの農業委員会に提出するので、ニセコ町にも提出するし、〇〇町にも提出します。

〇番

分かりました。

議 長

ほかに質疑はありますか。

【なしの声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第2号「農地所有適格法人の要件確認について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第11、追加議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第3号の朗読】

本件につきましては、農地法第3条による後継者への使用貸借の設定をするものです。後継者については今年2月に農業経営改善計画の認定を受け、10ページの調査書にあるとおり要件を全て満たしているものと考えております。申請土地の図面については7ページから9ページになります。

以上で、議案の朗読と説明を終わります。

議 長

これより、追加議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

追加議案第4号、第5号については、〇〇委員に関連する議案が含まれていまずので、審議終了まで退室をお願いします。

**【〇〇委員退室】**

日程第12、追加議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

**【追加議案第4号の朗読】**

本案につきましては、後継者住宅を建てたいとの申請です。19ページの調査書にあるとおり、申請農地については、10ha以上の集団的農地である1種農地であります。1種農地は原則転用できませんが、農家住宅ということで転用可能となっています。

また、住宅のほかに駐車場敷地や庭、冬季の雪捨場を確保した計画となっています。ほかに適当な場所が無く、転用はやむを得ないと考えます。

皆様のご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

これより、追加議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

**【「質疑なし」の声あり】**

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

**【全員挙手】**

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

日程第13、追加議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第5号の朗読】

番号1、2については、追加議案第3号でご審議いただいた、経営移譲のための使用貸借に併せて、これまで〇〇さん名義で借りていた土地を〇〇さん名義で借りるために一度解約するものです。

また、番号3は追加議案第4号でご審議いただいた農地転用により、〇〇さんと〇〇さんの使用貸借面積が減となるため、一度解約するものです。それぞれ農地の引渡しを行う時期の6ヶ月以内に成立しているため、問題ないと考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件の質疑に入ります。質疑はありますか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

【〇〇委員入室】

追加議案第6号については、〇〇委員が代表となっている法人の議案が含まれていますので、審議終了まで退出をお願いします。

【〇〇委員退出】

日程第14、追加議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第6号の朗読】

本件については追加議案第5号で合意解約したものを、名義を替えての再設定が2件、通常の再設定が1件、新規の設定が2件の合計5件で、242,019㎡です。図面は31ページから38ページに添付しています。

以上の計画内容は、38-1ページから38-5ページの調査書に記載のとおり、全部効率利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

これより、追加議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

【〇〇委員入室】

日程第15、追加議案第7号「土地の現況証明願出について」の件を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

【追加議案第7号の朗読】

本件につきましては1件3筆の願出があり、非農地と判断しております。

以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

引き続き、現地を調査された当番委員であります〇〇委員より、現況の補足説



明をお願いします。

○番

○番、○○です。現地調査に係る補足説明をいたします。

先般7月13日に会長、地区担当委員、事務局と私とで現地調査を実施しました。

1番において3筆ありますが、全て過去に非農地通知を出しており、現状も広葉樹等の樹木が繁茂している状態は変わらず、非農地として問題ないと思われ

ます。  
委員の皆さんのご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

これをもって補足説明を終わります。

これより、追加議案第7号「土地の現況証明願出について」の件の質疑に入ります。質疑はありませんか。

【「質疑なし」の声あり】

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

本案については、討論のないものと認め、省略いたします。

これより、追加議案第7号「土地の現況証明願出について」の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

全員賛成ですので、本案は、原案のとおり決定しました。

以上で、議案の審議は全部終了しました。

以上をもって、令和2年7月20日、第7回ニセコ町農業委員会総会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

この議事録は、会議の経過を記載したものであり相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年7月20日

議 長 荒 木 隆 志 ㊟

署名委員 仮議席2番 大 野 智 美 ㊟

署名委員 仮議席3番 茶 谷 久 登 ㊟